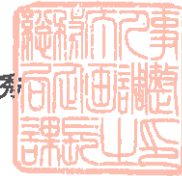




覚 書

総 人 第 2 0 4 号  
秘 発 第 2 1 9 号  
平成 9 年 4 月 2 3 日

総務庁人事局企画調整課長  
戸 谷 好 秀



通商産業大臣官房秘書課長  
杉 山 秀 正



総務庁と通商産業省は、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律案」（以下「本法律案」という。）の閣議決定に際し、下記のとおり了解する。

記

- 1 本法律案第二条第一号の「試験研究機関等」から、調査研究業務を行う機関が排除されないこと。
- 2 本法律案第二条第二号の「研究業務」から、社会科学系の調査研究に関する業務が排除されないこと。